

検疫有害動植物及び輸入検疫措置対象等の見直しについて

農林水産省は、平成28年に行った関係規則の改正以降、諸外国における病害虫の発生状況及び植物検疫措置の実施状況について調査を行い、日本における農業生産への影響の評価を含むリスクアナリシスを行った結果、検疫有害動植物及び輸入検疫措置対象等の見直しが必要が生じたとして、令和元年7月29日付けで植物防疫法施行規則（以下「規則」）等の関係規則を改正した。概要は以下のとおりである。

1. 輸入検疫措置の対象とする植物等の変更

①検疫有害動植物の指定等（規則別表1関係）

ツヤハダゴマダラカミキリ等新たに15種を検疫有害動植物に指定、トウモロコシ萎ちよう細菌病等8種の学名を変更、1種の和名を追加（トマト退緑萎縮ウイロイド）等

②栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物の組み合わせの変更（規則別表1の2関係）

バナナネモグリセンチュウの発生地域に中国を追加する等（表1）。新たに栽培地検査の対象となった植物を輸入する際には、輸出国政府機関が発給する検疫証明書に栽培地における検査が行われた旨の追記が必須となるので注意が必要である。

③輸入禁止となる地域及び植物の組み合わせの変更（規則別表2関係）

ミカンコミバエ種群の発生地域に南アフリカ等を追加、ミカンコミバエ種群の寄主植物に西洋かぼちゃ等を追加する等（表2）なお、南アフリカ及びスワジランド産のかんきつ類、南アフリカ産のバーリンカ種のぶどうについては輸入解禁の条件を満たすことで引き続き輸入は可能。

④輸入禁止となる地域、植物及び基準の組み合わせの変更（規則別表2の2関係）

新たに *Peronospora chloerae* に関する基準を追加する

等（表3）。今回の改正で、スイカ果実汚斑細菌病の規制対象植物は、従来は種子のみであったが、種子のみではなく生植物（果実を除く。）も対象となったので注意が必要である。

2. 国内において移動禁止の対象となる検疫有害動植物の寄主植物の変更（規則第37条の7、別表6関係）

1の③の変更に伴いユーゲニア属植物等を国内での移動禁止の対象とする植物として追加。

3. 関係告示の改正（条件付き輸入解禁植物）

1の見直しに伴い、南アフリカ共和国産バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種、プロテア種のスウィートオレンジ、レモン及びクレメンティンの生果実並びにスワジランド産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種、プロテア種のスウィートオレンジ、レモン及びクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準等について改正。

4. 施行日

改正された規則は令和2年1月29日から施行されることとなっている。ただし、規則別表2及び2の2の発生地域の削除に関する部分、3の改正された告示は公布日と同日施行とされた。

今改正により、東京港に輸入実績のある中国産しょうがやさといもなどの生鮮野菜は、バナナネモグリセンチュウの栽培地検査を要する地域に中華人民共和国が追加になり、食用であっても「生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの」に該当し、当該対象植物となった。また、*Meloidogyne enterolobii*（ネコブセンチュウ一種）の栽培地検査を要する植物にしょうがが追加され、中国産については、二種の栽培地検査対象となることとなった。植物検疫証明書への栽培地検査追記など、その他詳細については、植物防疫所にご確認下さい。

表1 栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物の組み合わせ（規則別表1の2）の主な改正点

地域	植物	検疫有害動植物
一 追加：アルゼンチン	変更なし	<i>Aleurocanthus woglumi</i> （ミカンクロトゲコナジラミ）
二 追加：ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、エジプト、タンザニア、ナイジェリア、南アフリカ共和国ほか	追加：しまほおずき（生果実）	<i>Tuta absoluta</i> （トマトキバガ）
四 追加：シリア、ポルトガル、エジプト	追加：トマト、ほうれんそう（生植物地下部・栽培用に供し得るもの）	<i>Heterodera schachtii</i> （テンサイシストセンチュウ）
七 追加：中華人民共和国	追加：アヌビアス属（生植物地下部・栽培用に供し得るもの）	<i>Radopholus similis</i> （バナナネモグリセンチュウ）
八 追加：インド、台湾、ケニア、ナイジェリア、ニジェール	追加：しょうが、パオバブ、ヒロセレウス属ほか（生植物地下部・栽培用に供し得るもの）	<i>Meloidogyne enterolobii</i>
十 追加：アルジェリア	変更なし	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> （エンドウ萎ちよう病）
十一 追加：チリ	変更なし	<i>Phytophthora kernoviae</i>
十二 追加：ポルトガル、ルクセンブルク	変更なし	<i>Phytophthora ramorum</i>

注：「地域」欄の漢数字は、該当する項を示す（以下同じ。）

表2 輸入禁止となる地域及び植物の組み合わせ(規則別表2)の主な改正点

地域	植物	検疫有害動植物
一 変更なし	追加：ユーゲニア属(生果実)	<i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)
二 追加：エチオピア、ケニア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、南アフリカ共和国ほか	追加：きゅうり、すいか、西洋かぼちゃ(関係する付表に定めるものは除く。)、にがうり、ぶどう(関係する付表に定めるものは除く。)、ペポカボチャ(関係する付表に定めるものは除く。)、ゆうがお(関係する付表に定めるものは除く。)、カリッサ属、グミ属、さくら属及びユーゲニア属ほか(生果実) 削除：あんず、すもも及びびもも(生果実)	<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)
三 変更なし	追加：ミロバランすもも及びユーゲニア属(生果実)	<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)
四 変更なし	追加：ふじまめ(生果実)	<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリミバエ)
八 削除：ラトビア	変更なし	<i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゆ病菌)
十 追加：エジプト	変更なし	<i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)
十一 追加：フィンランド、アルジェリア、ケニア	変更なし	<i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)
十六 削除：エストニア	変更なし	<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)

表3 輸入禁止となる地域及び植物並びに基準の組み合わせ(規則別表2の2)の主な改正点

地域	植物	基準(対象病虫害。基準の内容は省略。)
一 変更なし	追加：こだちとまと、きいちご属(関係する付表に定めるものを除く。)&及びすのき(こけもも)属(関係する付表に定めるものを除く。)(生果実) 削除：ライム、レモン(生果実)	ミナミアメリカミバエ (<i>Anastrepha fraterculus</i>)
六 追加：ノーフォーク島	追加：こだちとまと(生茎葉及び生果実)	<i>Bactericera cockerelli</i>
十五 追加：エストニア	変更なし	<i>Trioza apicalis</i>
十六 追加：チリ	変更なし	<i>Phytophthora kernoviae</i>
十七 追加：ポルトガル、ルクセンブルク	変更なし	<i>Phytophthora ramorum</i>
十九 追加：韓国	変更：規制対象を種子のみでなく生植物(果実を除き、種子を含む。)であって栽培の用に供するものに変更	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)
二十 追加：イスラエル、イタリア、エストニア、ギリシャ	追加：あめりかぼうふう、おらんだぜり及びチャービル(生植物(種子、果実を除く。))・栽培の用に供するもの)	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>
二十一 追加：オーストラリア	追加：しまさるなし(生植物(種子及び果実を除き、花粉を含む。))・栽培の用に供するもの)	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3
二十三 追加：スペイン、削除：トルコ	追加：あめりかえのき、あめりかさいかち、うらじろあかめがしわ、せんねんぼく属、トネリコ属及びペラルゴニューム属ほか(生植物(種子及び果実を除く。))・栽培の用に供するもの)	<i>Xylella fastidiosa</i>
二十四 追加：バンクラデシュ、スペイン、モンテネグロ、メキシコ、削除：チリ	追加：はりなすび、いぬほおずき及びせんなりほおずき、ほか(生植物(種子及び果実を除く。))・栽培の用に供し得るもの)	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイルス)
二十五 追加：トルコ、モロッコ、削除：フィンランド	追加：めぼうき(生植物(種子及び果実を除く。))・栽培の用に供し得るもの)	<i>Pepino mosaic virus</i>
三十七は削除		
三十一 追加：カナダ	追加：ソラムム・カルデオフィルム(生植物(種子及び果実を除く。))・栽培の用に供し得るもの)	<i>Tomato planta macho viroid</i>
新設された組み合わせ		
三十二 インド、台湾、中国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、ロシア、米国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア	トルコギキョウほか(生植物(果実を除き、種子を含む。))であって栽培の用に供するもの)	<i>Peronospora chlorae</i>

会員・役員の変動 (令和元年6月1日～令和元年7月31日)

☆入会会員

7月1日 マルサ商事(株) [商社] 〒103-0027 中央区日本橋2-1-20

☎03(3281)6866

☆社名変更

6月1日 コネル・ブラザーズ・ジャパン(株) ← ウイルバー・エリス(株)

☆退会会員

6月30日 富士山貿易(株)

👁️ タイム eye 🗨️

業務グループ 台湾産モカラ切花初輸入

6月3日、青海埠頭に入港した“EVER BUILD”号で台湾産モカラ切花が東京港に初輸入され、検査結果は無事合格となった。(写真)

モカラとはあまり聞きなれない名だが、ラン科の花でバンダ属、アラクニス属、アスコセントラム属の3品種のランを交配して人工的育種されたランである。

花の特徴として、花茎は直立しており、花径4~6cmの多数の花を総状につけ、5弁で唇弁を持つ。葉は立ち上がる茎に、肉厚の長舌形状の葉を2列に対生している。

ラン科の花で一番身近で親しまれているのは胡蝶蘭ではないだろうか。世界共通の呼び名は学名(属)であるファレノプシスで、胡蝶蘭が高級で品格のあるイメージに対して、モカラは少し小ぶりでかわいらしい印象だ。



2018年、東京港に輸入される切花、切葉類は、キク、カーネーション、オンシジューム、ヒサカキなど、13カ国から輸入され、全国輸入量は309,409千本(前年比101.1%)と増加であった。ファレノプシス属切花は1,649千本(同136.1%)と大きく増加し、今回のモカラ同様半数以上が台湾産である。台湾は「胡蝶蘭栽培の先進国」と呼ばれ、胡蝶蘭の品種改良から苗の栽培までの技術が世界トップクラスを誇り、日本国内で流通している胡蝶蘭の約70~80%(苗含む)を占めている。

胡蝶蘭は、特に贈り物として人気があり、まず花言葉の「幸福が飛んでくる」だが、お店が繁盛することを願う開店祝いに多く利用され、花持ちがよく長く楽しむ、季節を選ばずに贈ることができる。この様に人気の高いファレノプシス属だが、モカラの様に品種改良が進み、ニーズを捉えた色や形のものが増え、値段もお手頃になれば輸入も更に増えるのではないかと考えられ、今後の動向に注目したい。(小林 優修)

業務グループ ペルー産ウンシュウミカン初輸入

7月3日、大井埠頭に入港した“MSC FLAVIA”号でペルー産ウンシュウミカン生果実が東京港に初輸入され、

検査の結果無事合格となった。(写真)

ペルー産ウンシュウミカンは、輸入禁止害虫であるチチュウカイミバエの寄主植物のため、輸入が禁止されていたが、平成30年9月に条件付き解禁となり輸入が可能になった。

主な輸入条件は、海上輸送中に低温処理コンテナで生果実の中心部が摂氏2.1度となった後、引き続き18日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き23日間その温度以下で消毒すること。ペルー植物防疫機関が発行した検疫証明書には、チチュウカイミバエに侵されていないものなど、記載されていること。植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、ペルー植物防疫機関と共同して、当該消毒が終了していることを確認することなどとなっている。



国産ウンシュウミカンの始まりは中国から日本の鹿児島県へと伝わり突然変異により生まれた品種(*Citrus unshiu*)である。日本のみかんと呼ばれる代表格であり、海外でも“SATSUMA MANDARIN”の愛称でも親しまれている。国産は9~翌2月頃に出回り、場所によりハウス栽培も行われている。ペルーでは3~6月が収穫時期となり、丁度国産が出回らない時期に輸入が可能となる。種が無く皮が剥きやすいのが特徴で、みかん類の中でもととめなじみ深い品種である。

栄養価が高く、主にビタミンC、クエン酸、ペクチン、βクリプトキサンチンなどを含み、風邪予防に効果があることや抗酸化作用、生活習慣病の予防に効果を発揮するとされる。日本では冬みかんといわれるように寒く体調を崩しやすい時期に摂取することが理にかなっている果物である。暑い時期の摂取も夏バテなどの疲労回復に効果があるとされる。(有働 昌平)

請求書様式の変更のご案内

2019年10月1日より、当協会の請求システムが新しくなります。それに伴い、10月1日以降に発行する「年会費請求書」および、10月20日締め以降に発行する「賦課金・立会料・臨時会員会費請求書」については、新しい様式に変更となります。

東京港輸入植物品目別統計表

(1月-6月累計)

品目	単位	コンテナ詰			在来船積		合計	
		本数	検査数量	不合格数量	検査数量	不合格数量	検査数量	不合格数量
栽植用植物	個	22	1,340,161	189,083	0	0	1,340,161	189,083
栽植用球根類	個	62	10,660,408	0	0	0	10,660,408	0
アマリリス	"	7	68,208	0	0	0	68,208	0
チューリップ	"	0	0	0	0	0	0	0
ユリ	"	54	10,508,200	0	0	0	10,508,200	0
栽植用種子	kg	254	2,533,379	40,772	0	0	2,533,379	40,772
草花・樹木	"	3	4,794	29	0	0	4,794	29
野菜	"	117	450,739	4,093	0	0	450,739	4,093
普通・特用作物	"	44	601,217	0	0	0	601,217	0
牧草・芝草	"	78	1,375,496	36,650	0	0	1,375,496	36,650
切花、切葉、切枝	個	789	127,210,450	3,351,228	0	0	127,210,450	3,351,228
アンスリウム	"	0	0	0	0	0	0	0
オンシジューム	"	88	3,833,060	167,200	0	0	3,833,060	167,200
キク	"	354	31,332,624	1,089,978	0	0	31,332,624	1,089,978
シダ(レザーフアン)	"	41	6,397,200	59,900	0	0	6,397,200	59,900
果実	kg	5,990	104,972,483	4,222,966	148,266,277	112,517,549	253,238,760	116,740,515
オレンジ	"	1,476	18,853,826	17,305	0	0	18,853,826	17,305
グレープフルーツ	"	525	11,043,574	616,996	3,050,226	0	14,093,800	616,996
タンジェロ(ミネオラ)	"	163	5,291,114	0	0	0	5,291,114	0
レモン	"	265	8,841,992	74,970	51,820	0	8,893,812	74,970
パイナップル	"	348	6,740,119	622,947	10,775,081	9,891,161	17,515,200	10,514,108
バナナ	"	545	8,811,149	1,183,442	120,109,138	102,626,388	128,920,287	103,809,830
マンゴウ	"	59	913,856	0	0	0	913,856	0
キーウイフルーツ	"	574	9,833,643	35,402	14,274,677	0	24,108,320	35,402
ブドウ	"	278	4,704,512	0	0	0	4,704,512	0
野菜	kg	8,348	164,839,472	994,635	85	0	164,839,557	994,635
カボチャ	"	455	10,692,391	826,833	0	0	10,692,391	826,833
サヤエンドウ(キヌサヤ)	"	11	74,000	0	0	0	74,000	0
パプリカ	"	74	553,283	2,480	0	0	553,283	2,480
メロン(ハミウリ含む)	"	32	599,949	0	0	0	599,949	0
キャベツ	"	412	9,125,850	18,900	0	0	9,125,850	18,900
セロリ	"	57	862,414	29,040	0	0	862,414	29,040
ナガネギ	"	1,029	14,570,363	5,687	0	0	14,570,363	5,687
ニンニクの芽	"	54	1,013,267	0	0	0	1,013,267	0
ハクサイ	"	16	169,769	14	0	0	169,769	14
ブロッコリー	"	215	2,032,651	44,372	0	0	2,032,651	44,372
レタス	"	322	3,654,253	21,100	0	0	3,654,253	21,100
タマネギ	"	2,727	67,448,349	0	0	0	67,448,349	0
ニンニク	"	378	5,934,388	22,726	0	0	5,934,388	22,726
アスパラガス	"	16	118,833	9,048	0	0	118,833	9,048
ゴボウ	"	161	4,318,194	0	0	0	4,318,194	0
サトイモ	"	50	955,000	0	0	0	955,000	0
ショウガ	"	267	6,277,126	0	0	0	6,277,126	0
ニンジン	"	616	16,440,825	0	0	0	16,440,825	0
こく類	kg	4,426	91,274,747	0	97,116,828	0	188,391,575	0
オオムギ	"	134	2,872,901	0	0	0	2,872,901	0
エンバク	"	214	4,740,203	0	0	0	4,740,203	0
コムギ	"	71	1,454,165	0	97,116,828	0	98,570,993	0
コメ	"	829	15,922,339	0	0	0	15,922,339	0
ソバ	"	211	4,451,049	0	0	0	4,451,049	0
トウモロコシ	"	209	3,912,302	0	0	0	3,912,302	0
モルト	"	2,725	57,401,790	0	0	0	57,401,790	0
まめ類	kg	5,306	106,758,136	0	0	0	106,758,136	0
エンドウ	"	15	301,366	0	0	0	301,366	0
ダイズ	"	4,963	100,270,415	0	0	0	100,270,415	0
ラッカセイ	"	177	3,662,487	0	0	0	3,662,487	0
嗜好香辛、薬染料、その他食品	kg	2,205	34,173,496	0	0	0	34,173,496	0
カカオ	"	2	3,634	0	0	0	3,634	0
コーヒー	"	33	471,243	0	0	0	471,243	0
タバコ	"	337	6,230,930	0	0	0	6,230,930	0
アーモンド	"	676	11,180,327	0	0	0	11,180,327	0
クリ	"	9	127,458	0	0	0	127,458	0
クルミ	"	382	6,052,938	0	0	0	6,052,938	0
ポップコーン	"	189	3,788,503	0	0	0	3,788,503	0
油料、肥飼料、その他雑品	kg	14,142	319,169,847	118,186	1,081	0	319,170,928	118,186
乾燥牧草(ヘイ)	"	10,301	238,844,966	117,070	0	0	238,844,966	117,070
アニマルフィード	"	20	218,470	0	0	0	218,470	0
アルファルファヘイキューブ・ペレット	"	677	17,402,592	0	0	0	17,402,592	0
コーンコブミール	"	3	44,165	0	0	0	44,165	0
飼料大豆カス、ペレット	"	0	0	0	0	0	0	0
ビートパルプペレット	"	0	0	0	0	0	0	0
イネワラ	"	60	1,104,819	0	0	0	1,104,819	0
ココピート	"	374	6,938,990	0	0	0	6,938,990	0
ココヤシ園芸資材	"	166	3,661,743	0	0	0	3,661,743	0
ビートモス	"	712	15,313,133	0	0	0	15,313,133	0
ミズゴケ	"	26	55,521	0	0	0	55,521	0
タケ	"	50	828,879	0	0	0	828,879	0
木材	m³	6	98	56	0	0	98	56
** 総合計 **	kg	40,671	823,721,560	5,376,559	245,384,271	112,517,549	1,069,105,831	117,894,108
	個	873	139,211,019	3,540,311	0	0	139,211,019	3,540,311
	m³	6	98	56	0	0	98	56

注) 主要品目のみ掲載。携帯品、郵便物及び他港からの荷受分は含めない。